

児童虐待防止

児童虐待とは？

保護者が監護する**児童（18歳未満）**に対して、下記の行為を加えることをいいます。

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

性的虐待

子供への性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィティの被写体にする など

怠慢又は拒否（ネグレクト）

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子供の目の前で家族に対して暴力を振るう（面前DV） など

※ 令和6年中に、虐待を受けたと思われる児童として、福岡県警察が児童相談所へ通告した児童数は、**7, 224人であり**、依然として高水準で推移しています。関係機関と連携し、児童の安全確保を最優先とした対応の徹底を図っています。

通告児童数～福岡県警察が児童虐待として児童相談所へ通告した児童数～

		令和4年	令和5年	令和6年	
県内の児童通告数	内訳	身体的虐待	1007	907	974
		性的虐待	8	19	15
		怠慢又は拒否	436	475	447
		心理的虐待	5,489	5,935	5,788
		内面前DV	4987	5309	5112



児童相談所虐待対応ダイヤル



あなたの連絡（通告）が、子どもたちを救います！
児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際は、児童相談所に通告する義務があります。

緊急の場合は迷わず**110番**通報！

福岡県 東 警察署
福岡市東区箱崎7丁目8番2号
電話：092-643-0110
担当：生活安全課